（議長）
休憩を閉じて、再開致します。
日程第７、承認第１号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
承認第１号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第６号）についての、第６号の専決処分の承認を求めることについてでございます。
地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。
１１月１６日に漂着した木造船処理の緊急対策に係る経費について、１１月２８日付けをもって、専決処分をしたものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
はい。財政課長。

「財政課長」（補足説明）
それでは、私の方からご説明申し上げます。
議案書の方は、３頁をお開き願いたいと思います。事業と致しましては、漂着木造船緊急対策事業でございます。事業の内容につきましては、ただ今、町長、提案理由でご説明あったところでございますが、町内伏木戸の海岸に朝鮮半島からと思われる木造船が漂着致しまして、それを速やかに解体撤去する必要があったことから、解体撤去などの委託料。それと廃棄物手数料の経費を専決処分したものでございます。補正額は１８８万３千円、道の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の申請を予定しているところでございますが、当面現時点では、全額一般財源としてございます。
以上となりますので、宜しくお願い致します。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
　質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
　お諮りします。
　本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決致します。
　承認第１号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手全員であります。
　よって、承認第１号は、原案の通り承認されました。

（議長）
　日程第８号、議案第１号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第９号、議案２号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、会議規則第３７条の規定に基づき一括議題と致します。
　提案理由の説明を求めます。

（議長）
　町長。

「町長」（提案説明）
　ただ今、一括上程となりました、議案第１号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案２号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。
　令和元年人事院勧告基づいて、関係する２つの条例を改正するものでございます。
　具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第１号及び第２号

について、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）
　はい。総務課長。

「総務課長」（補足説明）
　それでは、議案第１号及び第２号の条例改正につきましての補足説明をさせて頂きます。
　例年、改正をさせて頂いております給与条例等でございますが、人事院勧告に伴う給与法改正法案が成立、可決成立されましたことから、条例改正の提案をさせて頂きました。
　始めに、議案第２号の職員の給料条例から説明をさせて頂きます。議案書では１５頁、資料は１頁以降の給与改定等の概要と新旧対照表となります。今回の改正では、給料表を平均０．１％、勤勉手当の支給率を年間１００分の５、それぞれ引き上げまして、併せて住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げる等々の内容となってございます。給料表では、議案書１６頁以降の別表第１の通り改めまして、同時に独自削減のための１８頁以降の附則別表第１も同様に改正するものでございます。なお、今回の改正条例につきましては、施行期日が異なるということから、第１条と第２条の構成で提案をさせて頂いております。第１条では、ただ今申し上げました給料表を平成３１年４月１日に遡及して適用させ、第２条では、勤勉手当が年間１００分の５の引上げとなることによりまして、６月期、１２月期の支給率を平準化するという内容を令和２年４月１日からの施行となるものでございます。正し、本年１２月期の支給率につきましては、１００分の５の引上げとして、附則第２条の特例措置として、規定させて頂いたところでございます。また、住居手当におきましても改正され、支給対象となる家賃額の下限を１万２千円から１万６千円に引き上げ、手当額算出における支払家賃の基準額を２万３千円から２万７千円に引き上げるもので、手当額算出の結果と致しましても、１千円引き上がる内容とする改正を行いまして、これにつきましても令和２年４月１日からの施行となるものでございます。
　次に、議案書１３頁に戻りますけれども、議案第１号の特別職としての町長、副町長、教育長に対する期末手当支給率引上げについての改正でございます。町３役の期末手当支給率につきましては、職員でいう期末勤勉手当支給率の合算となっておりますことから、職員同様に支給率を年間１００分の５引上げる内容でございまして、その手法等々につきましても、職員同様の改正となるものでございます。
　以上、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。
小野寺議員。

「小野寺議員」
私。私。

（議長）
小野寺議員。

「小野寺議員」
はい。今回、人事院勧告に基づく給与改定であります。給与改定そのものについては、異議を唱えるものではありませんが、人事院の勧告は、単に給与だけではなく、不離一体なものでいわば人事管理の面も併せて勧告もし、報告もしている訳であります。その点で、何回か聞いておりますが併せてこの給与改定と併せて人事と言いますか、職員の部分で３点、質疑させて頂きます。

今回の人事院勧告の中でも、勤務時間の関係、今年から色々変わっている側面もあります。障がい者雇用の関係もあります。小林議員の一般質問にもありましたが、ハラスメント防止についても報告ありましたが、私は、まず１つ目として、勤務時間と言いますか、その裏腹の、給与ごめんなさい。休暇の件について、ちょっとお聞きしたい。平成３０年度で構いませんが、改めて数字教えて頂きたい。有給休暇取得、配偶者出産休暇の取得、育児休暇の取得、看護休暇の取得、これについては、毎度、人事院でも色々取り上げてる問題であります。

それから、２つ目。これも人事院の中でも何度も言われておりますが、この間、取り組まれたストレスチェック、これが実態として今どうなっているのか。ちょっと実施状況お聞きしたい。

最後。先程もちょっと言いましたが、障がい者雇用ということについても、職員の部分では重要な今回、出ております。江差町として、そもそも雇用率今どうなって、報告にもありましたけれども、今後の採用予定、どのように考えていらっしゃるか、関連でお聞きしたいと思います。

（議長）
はい。総務課長。

「総務課長」
それでは、まず、最初に休暇の取得状況についてでございます。平成３０年度の有給

休暇についてでございますが、平均消化日数としましては、９．５日となったところでございます。前年、２９年度が８．６日でありましたので、およそ１日分が上昇したという結果になりました。配偶者出産休暇につきましては１人。育児休業を４人が取得してございますけれども、看護休暇の取得はございませんでした。

それと、ストレスチェックの実施状況についてでございます。ストレスチェックの状況ですが、平成２８年度から実施をさせて頂いておりまして、本年度は１１月に臨時職員を含めた１５８人を対象として、実施させて頂きました。その中で、チェック表の提出があったのは１４５人でありまして、９１．８％の回答率となったところでございます。ただ、結果につきましては、個人への通知はすでに発布はされているところですが、事業所への通知はまだ手元に届いていない状況にございます。ちなみに、昨年の結果では、１７人が高ストレス状態であったところでございまして、この場合におきましては、産業医への面談が可能となっておりますけども、結果的に相談希望はなかったというのもまた、事実でございます。

次が、障がい者雇用率の状況でございます。当町での対象は、身体障害者の手帳を所有している方のみでございますけれども、今年度の雇用率は２．９４％でありまして、法定雇用率２．５％を達成している状況となってございます。また、採用予定とのことでございますが、障がい者の採用に関しましては、直接的に障がいのある方という明記はしてございませんが、決して門戸を閉ざしているものではございません。応募は可能でございます。ただ、障がいのある方をピンポイントで公募していないのも事実であるという状況でございます。

「小野寺議員」

はい。議長。

（議長）

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

分かりました。給与の改訂と併せて、不離一体の本当にこの人事と言いますか、職員の体制そのものがしっかりと進めてもらいたいなと思いますが、再質問で１点だけ。

有給休暇の関係で、確か、目標出しておりますが、平成３１年、これまだ、平成の時、令和元年ということでしょうか。平成３１年の目標で１０日以上という目標だったでしょうかね。今、それどういうふうに今、計画なってますか。色々ありますよね、計画。特定事業主行動計画うんぬんかんぬんとあります。先程言った数字から含めて、今後の有給休暇の取得率については、どういうふうな目標作って、そして、江差町として体制を進めているのか。最後にお聞きしたいと思います。

（議長）
　はい。総務課長。

「総務課長」
　今、議員おっしゃった通り、特定事業主行動計画の中では１０日という目標をたててございます。国の方ではですね、令和２年には、平均１５日以上を目標とするということも示されているようでございます。特定事業主行動計画策定当時につきましては、平成２８年でございましたけれども、その時点での平均取得日数が８．１日という状況でございました。急激な目標設定をすることは困難でございましたので、１０日とさせて頂いてた状況ではございますけれども、今回が９．５日ということで１０日には徐々に近づいておりますし、また、１０日以上の達成を数値目標に掲げてですね、今後も取り組んで、国で言う、出来れば１５日というところまでもって行ければ最高なのかなというふうに思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

（議長）
　いいですね。はい。
　塚本議員。

「塚本議員」
　はい。私からは、給与改定の関係で質問させて頂きます。勤務時間終了後にも、連日役場庁舎には灯りがついており、限られ時間外予算の中で、町職員の皆さんが勤務に対して、その様な勤務に対して、非常に頭が下がる思いであります。
　また、イベント等で、休日出勤を、出勤に対しても、代休処理をされて先程、質問ありましたが、年休休暇の、年次休暇の取得日数がまだまだ少ない現状になっているということも改めてただ今確認したところであります。
　平成１４年より、財政緊迫の折、賃金の独自削減が実施されております。平成２１年９月に江差町が早期健全化団体に指定され、その後平成２３年に早期健全化団体から脱却、この間においても、職員や準職員、臨時職員の賃金の大幅な削減が実施されてきております。現時点の財政については、決して十分余裕がある財政でないことは充々承知しているところでありますが、職員の賃金は削減されずに支払われるのは当然の権利であり、根拠のない削減を長年実施していることについては、職員の生涯賃金を大幅に低下させ、仕事に取り組むモチベーションについても懸念がされているところでありますし、先程の話もありましたが、職員の採用においても問題があると考えます。
　また、檜山管内においても、独自削減を実施しているのは江差町のみであります。
　早期に独自削減の撤回が急務と考えますが、これは町長のご答弁をお願い致します。

（議長）
　はい。総務課長。

「総務課長」
　まず、独自削減の状況でございますけども、議員おっしゃる通り、財政健全化団体となる前の平成１４年度から継続的に行っていることは、議員おっしゃる通りでございます。独自削減の状況につきましては、給与、手当、通勤手当、勤勉手当、算定上の役職方、これが現在でも継続されている状況でございますけれども、町長就任以来、１期という訳ではございませんが、一部回復をこの間、何度も手掛けてきたところでございます。そういう中で、早期の復元をというところでございますけれども、独自削減の回復の考え方につきましてはですね、どうしても来年度、来年度っちゅうか、予算全体規模それから実質公債比率、これらを注視して行かなければならないと思っておりますし、先程も言いました通り、町長就任以来、一部回復も随時行っているということから、独自削減回復の考えはもっているものというふうに考えております。ただ、これにつきましては、いずれに致しましても独自削減の関係につきましては、組合との、職員組合との交渉ごとでありますし、交渉項目だということは、ご理解頂きたいなというふうに思っとります。

（議長）
　いいですね。はい。塚本議員。

「塚本議員」
　何回も同じ様な質問させて頂きますが、一定程度、どういう要因で削減されてるのか。後は、何年をもって削減を終わるということがやっぱり職員は皆さん心配されていると思うんですよね。だらだらと削減するんでなくて、もう１年我慢してくれっというようなそういう様な中での、モチベーションのもって行き方もあると思うんです。その辺を明示しながら、職員組合に協力得ながら、職員にしっかり給料を、いついつ頃になったら、しっかり払うんだというのを明言して行く必要があると思いますが、その辺、如何でしょうか。

（議長）
　はい。副町長。

「副町長」
　この場で、塚本議員のお尋ねのご質問に、明確に答弁出来る状況について、ちょっと

差し控えてたい。というのも、これから、年末含めて、組合との交渉を控えてございますので、十分議員の意とするところ、ね、主旨も、単年度でやってる独自削減ではございませんので、それらも十分町長も私も踏まえた上で、組合交渉事でございますので、それらで、色々と、これから交渉に当たって行きたいと、この様に思ってます。

（議長）
　いいですね。はい。
　質疑希望、他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）
　お諮りします。
　本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決致します

（議長）
　議案第１号、江差町特別職職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手全員であります。
　よって、議案第１号については、原案の通り可決されました。

（議長）
　次に、議案第２号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手全員であります。
　よって、議案第２号については、原案の通り可決されました。

（議長）

日程第１０、議案第３号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び、日程第１１、議案第４号、地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する条例（正：法律）の執行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、関連がありますので、会議規則第３７条の規定に基づき一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただ今、一括上程となりました、議案第３号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び、議案第４号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の執行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。
地方公務員法および地方自治法の一部が改正され、令和２年４月１日より、会計年度任用職員制度が導入されることなどに伴い、会計年度任用職員の給与面や任用等について、所要の条例整備を行うものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第３号及び第４号について、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）
はい。総務課長。

「総務課長」（補足説明）
それでは、議案第３号及び第４号の条例制定についての補足説明をさせて頂きます。
初めに、議案第３号の会計年度任用職員の給与、費用弁償の条例から、説明させて頂きます。これにつきましては、先般も全員協議会におきまして、概要についての説明をさせて頂きましたが、要点を絞って、この場で再度、説明をさせて頂きたいというふうに思ってます。
議案書では２３頁。資料は１３頁以降の概要資料４となります。勤務体系につきましては、フルタイムとパートタイムに分けられますが、現状の定数が職員個々の形態を維持する事を基本とさせて頂きました。給料手当てにつきましてですけれども、フルタイムは現行の賃金を給料として支給する他、期末手当、時間外、休日勤務手当、通勤手当が支給される一方で、パートタイムでも賃金を報酬として支給し、期末手当の他に時間外、時間外休日勤務手当を報酬として、通勤手当を費用弁償として支給される事となります。また、フルタイムの給与形態ですが、現状の定数外職員の個々の年収ベースを基

準とする事を基本としまして、給料格付け及び適用する号俸の範囲を設定している他に、資料でも示ししておりますが、５つの職種区分に分けると同時に、適用する号俸の範囲は、最大で２５号俸に上限を設定した上で、職員の給料表を準用し、昇級につきましても、４号捧を適用させる事としております。また、期末手当の支給割合につきましては、年間１．４５月を採用した所でございます。

以上、説明させて頂きました概要にあります、給与及び費用弁償につきましては、地方自治法において、条例規定とされております事から、職員の給与条例とは別に、会計年度単独での制定を提案させて頂きました。

条例の構成と致しましては、フルタイムとパートタイムに分けて、章立てをしておりますが、ただ今、説明させて頂いた内容を、職員の給与条例に準用するケースと必要な事項を直接規定するケースの場合がありますが、これらを前２６条に条建ていたしまして、新たに条例制定とさせて頂くものでございます。

次に、議案第４号の関係条例の整理に関する条例についてです。議案書では３３頁、資料は１５頁以降の新旧対照表となります。この度の会計年度任用職員の創設にあたりましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によるものでございますが、会計年度任用職員の文言規定はもちろんです。他に、法改正に伴う関連する事項についても改正がありますことから、条例内での適用条項の整理だったり、文言整理も含めまして、議案での提案の通り、１０条例での一部改正が必要となりましたことから、関係条例の整理に関する条例として一本化で提案をさせて頂いたところです。１０条例、個々の改正内容につきましては割愛させて頂きますが、宜しくお願いしたいと思います。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第３号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第３号については、原案の通り可決されました。

（議長）

次に、議案第４号、地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する法律の執行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第４号については、原案の通り可決されました。

（議長）

日程第１２、議案第５号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第１３、議案第６号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、並びに日程第１４、議案第７号、江差町公共下水道条例の一部を改正する条例については、関連ありますので、会議規則第３７条の規定に基づき、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

（議長）

町長。

「町　長」（提案説明）

ただ今、一括上程となりました、議案第５号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第６号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、並びに、議案第７号、江差町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第５号から７号までの３議案について、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）
　はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」（補足説明）
　宜しくお願いします。
　私から、議案第５号と第６号について、説明をさせて頂きます。議案書につきましては、３７頁から４０頁、定例会資料につきましては、２６頁から２７頁の新旧対照表となってございます。両条例の一部改正につきましては、成年被後見人であることを理由に、不当に差別されることがないよう、関係法令において、成年被後見人等について、資格、職種、業務等から一律に廃除する規定等が削除されたことに伴う条例の一部改正となってございます。
　まず、議案第５号の印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の主な内容につきましては、条例第２条第２項第２号において、成年被後見人の文言を規定してございましたが、新たに意思能力を有しない者に改め、その他、第５条第２項の文言整理を行うものでございます。
　続いて、議案第６号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の主な内容につきましては、条例第２３条第２項第２号で引用する児童福祉法において、養育里親及び養子縁組里親の欠格事項の見直しが図られ、成年被後見人又は、被補佐人を規定する、第１号が削られたことに伴い、同項第２号以降が繰り上がる内容となってございます。以上で、説明を終わらせて頂きます。

（議長）
　はい。次に、建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）
　はい。それでは、議案第７号、江差町下水道条例の一部を改正する条例について、私の方からご説明申し上げます。
　議案書の４２頁、定例会資料は２８頁から３０頁の資料№.１７となります。こちらにつきましても同様に、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に廃除する規定が削除されたことに伴います条例の一部改正でございます。
　下水道条例の主な変更内容でございますが、第８条と第１２条におきまして、成年被後見人の文言が削除となり、新たに精神機能障害により、判断及び意思疎通を適切に行う事が出来ない者との条項が追記となるものでございます。
　また、併せまして、第１２条第３項に、責任技術者が精神機能障害を有することにより、認知、判断、及び意思疎通を適切に行うことが出来ない状態となった時の届出条項

が追記となったものでございます。以上が説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
　以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
　質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
　質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
　お諮りします。
　本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決致します。
　議案第５号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手全員であります。
　よって、議案第５号については、原案の通り可決されました。

（議長）
　次に、議案第６号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、挙手全員であります。
　よって、議案第６号については、原案の通り可決されました。

（議長）
　次に、議案第７号、江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案に賛

成の方の挙手を求めます。

（議長）

　挙手、挙手全員であります。

　よって、議案第７号については、原案の通り可決されました。